

大和町マイクロバス等貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地区町内会等が行う公益的活動を支援するため、公務に支障がない範囲において大和町が所有するマイクロバス及びハイエースワゴン（以下「マイクロバス等」という。）の貸出しをすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 貸出しをすることができるマイクロバス等の所管課は、財政課とする。

(貸出対象者)

第3条 マイクロバス等の貸出しは、公益上必要と認められる場合であって、町内の行政区、地域振興協議会、老人クラブ（以下「団体」という。）が、営利等の目的以外の団体用務のために使用するときに限るものとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

2 乗車人員は、原則5人以上、28人以下とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(貸出用途)

第4条 貸出用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 生涯学習活動
- (2) 社会教育活動
- (3) 青少年健全育成活動
- (4) 文化スポーツ振興活動
- (5) 地区町内会活動
- (6) 公益的活動
- (7) その他町長が特に必要と認める活動

(貸出日時)

第5条 マイクロバス等は、次に掲げる日を除く日に貸出すものとする。

- (1) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (2) 町が公務で使用する日
- (3) マイクロバス等の維持管理上必要な車検、点検整備、修理等を実施する日
- (4) 感染症流行等により、貸出しを停止する期間
- (5) その他町長がマイクロバス等の貸出しを不相当と認める期間

2 前項第2号の公務とは、町、教育委員会、消防、議会などによる公務を指す。

(貸出申請)

第6条 マイクロバス等を使用しようとする団体は、マイクロバス等を使用する日(以下「使用日」という。)の2か月前の1日から使用日の14日前までの間に、マイクロバス等貸出使用許可申請書兼誓約書(様式第1号。以下「申請書」という。)その他必要な書類を添えて、町長に申請するものとする。ただし、使用日の2か月前の日又は14日前まで

の日は大和町の休日を定める条例(平成3年大和町条例第16号)に定める休日(以下「休日」という。)に当たるときは、休日の翌日以後最も近い休日以外の日とする。

- 2 前項の申請の受付は、次のいずれかの方法で行うものとする。
 - (1) 財政課窓口。ただし、休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
 - (2) 郵送
 - (3) FAX
- 3 申請は、原則1団体につき年度内1回までとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- 4 申請の受付は、先着順とする。ただし、申し込み初日に使用日が重複したときは、抽選とする。
- 5 マイクロバス等の運行時間は、原則午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない。
- 6 マイクロバス等の運行範囲は、大和町役場を出発地として9時間以内に大和町役場へ到着できる範囲内で運行するものとする。ただし、町長が適当と認めた場合は、この限りでない。

(貸出使用の許可)

第7条 町長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、マイクロバス等貸出使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

- 2 町長は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。
- 3 町長は、マイクロバス等の使用について、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。
 - (1) 政治的又は宗教的活動に使用すると認められるとき。
 - (2) 営利、宣伝又はこれに類する目的に使用すると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が使用許可をすることが適当でないとして認められるとき。

(貸出使用許可の取消し等)

第8条 町長は、前条の規定により許可を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。この場合において、町長は必要があると認めるときは、以後のマイクロバス等の利用を制限することができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (2) この要綱又は利用の許可の際に付した条件に違反したとき。
 - (3) 全各号にかかげるもののほか、マイクロバス等を使用することが適当でないとして認める行為をしたとき。
- 2 町長は、使用の許可を行った後において、次の各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合は、その許可を取り消し、又はマイクロバス等の返却を指示することができる。
 - (1) 災害又は公務等により、緊急でかつやむを得ない事由により、マイクロバス等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (2) 運行上その他事情により、マイクロバス等に支障が生じたとき。
 - 3 前2項による使用許可の取消し等があった場合において、申請者に損害が生じても、町はその責務を負わないものとする。

(転貸等の禁止)

第9条 使用許可者は、貸出しを受けた目的以外に使用してはならない。

2 使用許可者は、申請時に示した目的地、行程以外を走行させてはならない。

(遵守事項)

第10条 使用責任者は、マイクロバス等の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 車内の清潔の保持に努めること。

(2) マイクロバス等降車後、車内及び車外の清掃を行うこと。

(3) 車内では、飲酒、喫煙並びに火器等を使用してはならない。

(4) 車内の物品を壊してはならない。汚損、破損等をした場合は、大和町マイクロバス等
き損報告書(様式第3号)を町長に提出し、使用者の責任において修理、清掃等を行うこと。

(経費負担)

第11条 貸出料は、無料とする。ただし、燃料費その他の実費は、使用者の負担とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、マイクロバス等の貸出しについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、告示の日以後の申請又は届出について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

大和町マイクロバス等使用許可申請書兼誓約書

大和町長 殿

申請者	団体名	
	団体の責任者	(住所)
		(氏名)
		(電話) (携帯)
	申請人	(氏名)
(電話) (携帯)		
使用目的		
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
行程	※出発地、経由地、目的地、帰着地とその時刻をご記入ください。	
使用車両	マイクロバス (28人まで) ・ ハイエースワゴン (9人まで)	
乗車人数	人	
当日緊急連絡先	(氏名)	(携帯)
誓約事項	<p>1 道路交通法及びその他関係法令ならびに大和町マイクロバス等貸出要綱を遵守します。</p> <p>2 使用車両をき損し、又は他人に損害を与えた場合は、大和町が加入する保険で補てんされる部分を除き、すべて使用者等の負担とします。</p> <p>3 マイクロバス等に積載した荷物の損害及び付随する備品等の破損等については、すべて使用者等の責任とします。</p> <p>4 車両の不具合やその他事情により許可の取り消しをされた場合において、使用者等に損害等が生じても町にその責務を問いません。</p> <p>5 上記のほか、マイクロバス等は使用者の責任において使用します。</p> <p>上記のとおり誓約いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">責任者氏名 _____</p> <p style="text-align: center;">行政区長氏名 _____</p>	

大和町マイクロバス等使用許可書

(申請者)

団体名

責任者

様

大和町長

印

年 月 日 付けで申請がありました大和町が所有するマイクロバス等の貸出しについて、次のとおり許可します。

使 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで
使 用 車 両	
使 用 目 的	
行 程	
乗 車 人 数	人
【留意事項】 1 使用を中止、または変更する場合は速やかに申し出てください。 2 災害その他の事情により許可を取り消すことがあります。 3 マイクロバス等を転貸し、又は使用目的以外の用途に使用することを禁じます。 4 道路交通法その他の関係法令を遵守し、常に善良なる注意をもって使用してください。 5 運行に係る燃料費や有料道路料金等の費用は使用者負担とします。運転手の心付けや食事代は不要です。 6 使用後は、燃料を満タンに補充し、車内清掃(ごみの持ち帰り)等を行ってください。 7 車両、備品をき損し、または亡失したときは、大和町マイクロバス等き損等報告書により報告してください。 8 事故等の発生により損害が発生した場合、大和町が加入する保険で補てんされる部分を除き、すべて使用者等の負担とします。 9 上記のほか、大和町マイクロバス等貸出要綱を遵守し、かつ、町の指示等に従い使用してください。	

大和町長 殿

団体名

住所

責任者

電話番号

大和町マイクロバス等き損等報告書

{マイクロバス・ハイエースワゴン}を{き損・亡失}しましたので、次のとおり報告します。

き損又は亡失の 日時・場所	日 時	年 月 日 時 分
	場 所	
き損又は亡失の 状 況	※具体的にご記入ください。	
備 考		